

146 消費税申告にあたり、以下の前提において個別対応方式による仕入控除税額はいくらか。ただし、課税売上割合を80%とする。(単位:千円)

①課税売上のみ to 要する課税仕入等に係る消費税額	200,000
②非課税売上のみ to 要する課税仕入等に係る消費税額	10,000
③課税売上と非課税売上に共通して要する課税仕入等に係る消費税額	40,000

- a) 160,000
- b) 232,000
- c) 168,000
- d) 312,500